

教育資金贈与

今回は今話題となっている「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（教育資金贈与）について紹介します。この制度は将来に亘って発生する教育費を一度に贈与することができ相続税対策にもなります。

ご興味のある方はお気軽にお問合せ下さい。

【制度概要】

直系尊属（曾祖父母・祖父母・父母等）から個人（子・孫等）に対し、教育資金に充てるための専用口座を開設し、その口座を利用して贈与した場合は **1,500 万円迄**（この内、学校等以外に支払われる金銭は 500 万円迄）が非課税となる制度です。

※現在でも、祖父母等が必要な都度負担する教育費用に対する贈与税は非課税です。

【対象期間】

平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までに預け入れたものが対象です。

【利用方法】

① 口座開設時

教育資金贈与専用の口座を、取扱金融機関に開設する必要があります。

② 払い出し時

一旦立替え払いをした後に、その際受領した領収書（注）を取扱金融機関に提出し、支払った分を引き出す「**後払い**」が基本となります。ただし、請求書等があれば直接学校等へ振り込む「**前払い**」にも対応してくれます。（対応は金融機関により異なります。）

（注）領収書には、支払日付、金額、支払内容、支払者、支払先氏名（名称）及び住所の記載が必要です。支払者の名義は、受贈者本人が望ましいですが親名義でも問題はありません。

【教育資金の範囲】

「学校等に対して直接支払われるもの」と「学校以外に対して直接支払われるもの」の 2 つが対象となります。

① 「学校等に対して直接支払われるもの」

次の教育機関に対して支払う入学金、授業料（保育料）、入学試験の検定料、学用品、給食費、部活動の部費、下宿代など

- ・学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、高等専門学校、各種学校
- ・認定こども園又は保育所（注）など

（注）保育料の支払先は市町村ですが、教育資金の対象となります。

② 「学校以外に対して直接支払われるもの」

学習塾や習い事等の指導者に対して直接支払われる次のもの

- ・月謝、入会金等の指導の対価、施設の利用料
- ・その活動で使用する物品の費用（上記指導者を通じて購入するものに限られます。）



※次の支払いは教育資金の対象外となりますのでご注意ください。

留学の渡航費、滞在費用

支払先が上記①及び②に挙げた教育機関ではないもの

- ・ 宿主に対して直接支払う下宿代
- ・ 学習教材、習い事の道具、部活動で使用するもの等で、指導者を通さずに個人がそれぞれで購入するもの

【その他注意点】

- ・ 受贈者は**30歳迄の方が**対象となりますので、預け入れた金額のうち使い残した部分は受贈者が30歳になった年に贈与があったものとして贈与税が課されます。
- ・ 一旦預け入れたものは、贈与者が引き出すことはできません。
- ・ 本規定専用の口座は受贈者1人につき1口座のみ開設することができます。
- ・ 支払いが振り込みや引き落とし等で領収書がない場合は、別途領収書を受け取る必要はなく、領収書と同様の内容が記載された振込依頼文書等の書面で代替することができます。
- ・ 管理手数料・事務手数料がかかる場合があります。



—お客様紹介—

100年前からやっています！北摂で家を建てるなら **エム・ワイホーム株式会社 様**

明治の初めから五代続いた建具屋で、今でもこの近所では“エム・ワイホーム”ではなく“木村建具店”のほうが、通りがいいぐらいです。家造りも、私達がこれまで培ってきた木工の技術を活かして、その家にぴったり合う手づくりの建具を使っています。

社長の真面目な人柄と技術力の高さが評価されて、施工実績は300棟を超えています。

六代目となる息子さんを厳しく鍛えつつ、七代目となるであろうお孫さんに目尻が下がりっぱなしの社長。

今後のさらなる発展を楽しみにしております。



住 所：茨木市本町5番1号
電 話：072-622-2148
FAX：072-624-2468
URL：<http://www.myh.co.jp>